

# 小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

## 条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の背景

喫緊の課題となっている待機児童の解消に向けて、家庭的保育事業等の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業開設を促すため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されました。

今回の改正条項（省令第6条〔保育所等との連携〕、第16条〔食事の提供の特例〕、第45条〔連携施設に関する特例〕、附則第2条〔食事の提供の経過措置〕及び第3条〔連携施設に関する経過措置〕）については国の基準に従って定める事項にあたるため、同省令で定める基準に倣い改正しようとするものです。

### 2 改正の内容

#### （1）連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならないとされています。

しかし、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、平成27年4月1日から5年間（平成32年3月31日まで）は連携施設を確保しないことができることとされています。

こうした中、全国的には連携施設の要件を全て満たした事業者が半数にも達していない現状から平成30年12月25日付け閣議決定が行われた「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けて、以下のとおり、緩和措置を拡充します。

- （ア） 連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、令和7年3月31日まで連携施設を確保しないことができることとします。
- （イ） 連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設であって、市が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として確保することを条件に、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができることとします。
- （ウ） 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、市が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができることとします。

#### （2）家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の許可を受けた施設等については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を令和7年3月31日までの間猶予します。

### 3 施行予定日

令和元年7月下旬